

平成23年5月1日制定

## ドクターヘリ安全研修会」助成要綱

### 1. 目的

ドクターヘリの運航は、航空と医療という全く異なる二つの分野の協働を必要とし、多くの異業種の職業人が関与するが、各種事故の多くは、関係者間の意思疎通の齟齬など、いわゆるヒューマンファクター（人的要因）に起因することが、事故事例の検証により示されている。

この要綱は、ドクターヘリ運航病院が、このことをよく認識して、ドクターヘリ運航の全般にわたる安全を確保するため、関係者間のコミュニケーションの円滑化とチームワークの向上を図るため「ドクターヘリ安全研修会」（以下、研修会と言う。）を開催する場合に、その研修会に対し、「ドクターヘリ特別措置法」にいう助成金を交付することができる要件等必要な事項を定め、もって、ドクターヘリに係る安全文化の醸成を目指す各ドクターヘリ運航病院の努力を支援することを目的とする。

### 2. 研修会の開催と助成

(1) ドクターヘリを運航する病院の病院長（以下、病院長と言う。）が、下記3の各号に掲げる要件を満たす研修会を開催するときは、認定NPO法人救急ヘリ病院ネットワーク（以下、HEM-Netと言う。）は、当該研修会の開催を、「ドクターヘリ特別措置法」にいう助成金交付事業の対象と認め、「ドクターヘリ支援基金」から、その開催に要する費用を助成するものとする。

(2) 研修会は、病院長の判断により、随時、適宜・適切に開催することができる。  
ただし、下記5に規定する助成金交付申請期限を順守しなければならない。

### 3. 助成の対象となる研修会

HEM-Netが助成の対象とする研修会は、次の各号に掲げる要件を満たさなければならない。

(1) 医師、看護師、パイロット・整備士・コミュニケーションスペシャリスト（CS）等航空関係者、消防関係者、警察関係者等、ドクターヘリの運航に係わって協働する関係者を出来る限り広範囲に一堂に集めて行う研修会であること。

（開催時間は、おおむね半日程度が望ましい。）

( 2 ) HEM-Net の推薦に基づき派遣される、各種事故に係るヒューマンファクター等に関する専門家を講師とする基調講演を盛り込んだ研修会であること。

( 3 ) ドクターヘリの運航に係わって協働する関係者をパネリストとし、それらの者間のコミュニケーションの円滑化とチームワークの向上を図ることを目的とするパネルディスカッションを行うものであること。

#### 4 . 助成の申請

( 1 ) 病院長は、上記 3 の各号に掲げる要件を満たす研修会を開催するときは、別添 の様式に従い、HEM-Net 理事長に対し、助成を申請するものとする。

( 2 ) 助成の申請は、遅くとも、研修会の開催期日の 3 カ月前までに行わなければならない。

( 3 ) HEM-Net 理事長は、上記 ( 1 ) の申請を受けた場合は、当該研修会が、上記 3 の各号に掲げる要件を満たしているかどうかを審査し、満たしていると判断される時は、その旨、病院長に通知するものとする。

#### 5 . 助成金の交付

( 1 ) 助成は、HEM-Net の推薦に基づく講師の派遣に要する経費の他、研修会の広報費 ( チラシ作製費等 )、会場借上費、茶菓代 ( 研修会の開催がやむを得ず夜間に及ぶ時は、簡単な夜食費を含む。 )、配付資料代、会議録作成費、事務費 ( 定額 3 0 0 0 0 円 ) について行うものとする。

ただし、研修会参加者の交通費および日当は、助成の対象としない。

( 2 ) 助成金の額の上限は、講師の派遣に要する経費を除いて、3 0 万円とする。

( 3 ) 講師の派遣に要する経費は、病院長に代わり、HEM-Net が、直接、当該講師に支払うものとする。

( 4 ) 助成金は、原則として、実費支給とする。

病院長は、研修会を開催したときは、研修会終了後 1 カ月以内に、別添 の様式に従い、助成金の交付申請を行うものとする。

( 5 ) HEM-Net 理事長は、その内容を精査し、必要な助成金の額を決定し、可及的すみやかに、別添 の様式に従い、当該病院長に助成金の交付を通知した上、助成金を交付する。

#### 6 . 報告

病院長は、別添 の様式に従い、研修会の実施結果を HEM-Net 理事長に報告しなければならない。

(様式省略)